2026 年 11 月 10 日

議員定数削減反対！緊急アクション
世話人の皆様

国民民主党

公開質問状に対する回答

2026 年 11 月 2 日付でいただいた公開質問状について、以下のとおり回答いたします。

はじめに、国民民主党は、議員定数の削減そのものを目的としているわけではありません。選挙制度は議会制民主主義の根幹をなすものであり、小選挙区による「民意の集約」と比例代表による「民意の反映」のバランスを確保することが重要であるという基本的な考え方に変わりはありません。

今回の議員定数削減は、自民党と日本維新の会の連立政権合意に盛り込まれ、政府与党が実現を目指してきたものです。両党は当初、衆議院議員定数の約 1 割に相当する 45 議席の削減を主張していました。

わが党は、現行制度の下で定数を削減する必要があるとは考えておらず、特に比例代表の削減には、多様な民意の反映という観点から問題があると認識していました。

一方、与党が強く成立を目指す法案に対し、野党として単に反対するだけでは、結果として与党案がそのまま成立する可能性があります。そうした政治状況の中で、反対の立場を表明することにとどまるのか、それとも協議に参加し、少しでもよい制度に修正するのかという判断が求められました。

わが党は「対決より解決」の姿勢の下、現実的に実現可能な改革を積み重ねることが重要だと考え、協議に臨みました。

その結果、削減幅を当初の 45 議席から 31 議席に縮小するとともに、修正サン・ラグ式や統一名簿方式の導入、比例代表ブロックの再編など、多様な民意の反映に配慮した制度改善を盛り込むことができました。

最終的に 31 議席削減を含む案に合意したのは、削減そのものを積極的に評価したからではなく、与党案をよりよいものに修正するために交渉を重ね、制度全体として判断した結果です。

こうした考え方を前提に、以下、ご質問に回答いたします。

（1）人口減少を根拠とする定数削減と、比例代表のみを削減する理由について

ご指摘のとおり、人口減少だけをもって、直ちに議員定数を削減すべきだとは考えていません。議員定数のあり方は、人口動態だけでなく、民意の反映や地域代表性、国会の機能などを総合的に考慮して判断すべきものです。

今回の協議では、2015 年と 2030 年の推計人口の減少率を基に 31 議席を削減する案が示されました。これに対し、わが党は、人口減少を根拠とするのであれば、将来の推計値ではなく、2015 年と 2025 年の確定人口を用いるべきだとして、19 議席削減を提案しました。

また、比例代表のみを削減することについても、本来望ましいとは考えていません。しかし、小選挙区を削減すれば、人口減少が進む地方の議席がさらに減り、地域の声が国政に届きにくくなることが懸念されます。また、2025 年国勢調査に基づく選挙区の区割り作業への影響も考慮する必要があります。

こうした事情から、地方の小選挙区を守るため、今回の暫定的な見直しでは、やむを得ず比例代表で対応するとの判断に至りました。

（2）国際比較を踏まえた日本の国会議員定数の評価について

日本の国会議員数が人口当たりで諸外国と比べて少ない水準にあることは認識しています。

各国の議員数を比較する際には、人口規模や議会制度、地方自治制度などの違いも考慮する必要がありますが、わが党は、現在の衆議院議員定数 465 議席が過大であると判断しているわけではありません。

また、議員数が過度に少なくなれば、国民と議員との距離が遠くなり、特に地方や少数の立場にある人々の声が国政に届きにくくなる懸念があります。

重要なのは、議員数を減らすこと自体ではなく、国民の多様な意思を適切に反映できる選挙制度を実現することです。今後の抜本的な選挙制度改革においては、制度のあり方と必要な議員定数を一体として検討すべきだと考えています。

（3）3 党合意による各党の議席数・議席占有率の変化について

比例代表の定数を削減することにより、小選挙区で多くの議席を獲得する政党の議席占有率が相対的に高まる可能性があることは認識しています。

2026 年 2 月の衆議院議員総選挙の結果を基に、3 党合意案を適用した場合の各党の議席数について、共同通信社が 10 月 29 日に公表した試算を基に議席占有率を算出すると、以下のとおりです。

【2026 年 2 月衆院選結果に基づく参考試算】

政党	現行議席	改革案	増減	議席占有率（現行→改革案）
自由民主党	316	302	▲14	67.96% → 69.59%
日本維新の会	36	31	▲5	7.74% → 7.14%
与党合計	**352**	**333**	**▲19**	**75.70% → 76.73%**
中道改革連合	49	37	▲12	10.54% → 8.53%
国民民主党	28	25	▲3	6.02% → 5.76%
参政党	15	9	▲6	3.23% → 2.07%
チームみらい	11	8	▲3	2.37% → 1.84%
日本共産党	4	4	±0	0.86% → 0.92%
れいわ新選組	1	0	▲1	0.22% → 0.00%
減税日本・ゆうこく連合	1	1	±0	0.22% → 0.23%
無所属	4	4	±0	0.86% → 0.92%
欠員	0	13	＋13	0.00% → 3.00%
総定数	**465**	**434**	**▲31**	

※与党合計は自由民主党と日本維新の会の合算であり、総定数の集計には重複して含めていません。

※議席占有率は、現行制度では 465 議席、改革案では 434 議席を分母として算出しています。

※議席増減は 2026 年 10 月 29 日の共同通信社の参考試算によるもので、国民民主党独自の公式試算ではありません。名簿登載者不足による 13 議席の欠員を含む前提です。実際の選挙では候補者の擁立状況等によって結果が異なる可能性があります。

この試算では、自由民主党と日本維新の会の与党合計の議席数は 352 議席から 333 議席に減少する一方、議席占有率は 75.70%から 76.73%に上昇することになります。国民民主党についても 28 議席から 25 議席に減少すると試算されています。

こうした結果は、比例代表の定数削減が各党の議席配分に影響することを示しています。一方で、今回の合意には、修正サン・ラグ式への変更、統一名簿方式の導入など、多様な民意の反映に配慮した制度改善も盛り込まれています。

わが党は、特定の政党の議席を増やすことを目的として今回の合意に至ったものではありません。比例代表の定数削減が民意の反映に与える影響を認識したうえで、制度全体として改善を図り、今後の抜本的な選挙制度改革につなげることが重要だと考えています。

（4）女性、若者、障がいのある人、社会的マイノリティの政治参加への影響について

比例代表制度が、小選挙区だけでは十分に議席に結びつきにくい多様な民意を国政に反映する重要な役割を担っていることは、ご指摘のとおりです。

比例代表定数の削減によって、女性や若者、障がいのある人など、多様な背景を持つ人々の政治参加の機会が狭まる可能性についても、懸念を共有しています。

だからこそ、今回の協議では、単なる比例代表定数の削減にとどめず、中小政党に配慮した議席配分方式への変更や統一名簿方式の導入など、多様な民意をできる限り反映するための制度改善を求めました。

もっとも、こうした措置だけで比例代表削減の影響を完全に解消できるとは考えていません。

わが党は、被選挙権年齢の 18 歳への引下げ、女性候補者比率 35％の目標実現、障がいのある人の投票環境の改善なども掲げています。引き続き、多様な人々が政治に参加しやすい環境整備と、民意をより適切に反映できる選挙制度の実現に取り組んでまいります。

（5）3 党合意によって法案提出を進めることの正当性について

わが党も、選挙制度の見直しについては、できる限り幅広い政党・会派の理解と合意を得ることが望ましいと考えています。

一方、今回の定数削減は、自民党と日本維新の会の連立政権合意に基づき、政府与党が実現を目指してきたものであり、与野党間で主張に大きな隔たりがある状況でした。

その中で、わが党が反対するだけでは、与党が当初主張していた 45 議席削減案がそのまま進められる可能性もありました。

わが党としては、そうした状況を踏まえ、現実的に合意可能な改善策を模索し、削減幅の縮小や議席配分方式の見直しなどを実現する道を選びました。

これは、与党案を無条件に受け入れたものではなく、野党の立場から対案を示し、実際の制度改善につなげるという「対決より解決」の政治姿勢に基づく判断です。

もちろん、3 党が合意したことで選挙制度に関する議論が尽くされたとは考えていません。法案については国会で十分な審議を行い、他の政党・会派や国民の皆様からの意見にも丁寧に向き合う必要があると考えています。

（6）抜本的な選挙制度改革までの「一回限りのつなぎの措置」が必要な理由について

わが党は、現行の小選挙区比例代表並立制について、抜本的な見直しが必要であると考えており、2026 年の衆院選公約でも、中選挙区連記制などを一案とする選挙制度改革を掲げています。

しかし、抜本改革には、選挙区のあり方や議席配分、議員定数など幅広い論点の検討が必要であり、第三者機関が 1 年以内を目途に答申をまとめたとしても、直ちに法改正や新制度の施行が実現するわけではありません。

一方で、政府与党は、抜本改革の結論を待つことなく、連立合意に基づく定数削減を進める方針でした。

した状況において、当面の見直しに反対するだけでなく、現在の制度を少しでも改善し、そのうえで抜本改革につなげていくことが現実的な選択であると判断しました。

ただし、今回の定数削減は、あくまで一回限りの暫定的な措置であり、今後も人口減少に応じて議員定数を削減し続けるという考え方ではありません。

また、削減後の定数 434 議席を、将来の抜本改革における既定の定数とするものでもありません。

今後は、定数削減ありきではなく、国民の多様な意思をどのように国政に反映するかという観点から、選挙制度と議員定数のあり方を改めて議論すべきと考えています。

結びに

国民民主党が目指しているのは、議員定数の削減そのものではなく、国民の多様な意思が適切に反映される選挙制度の実現です。

今回の 3 党合意は、必ずしもわが党の主張がすべて実現したものではありませんが、反対を表明するだけでなく、与党案をよりよい制度に修正するために協議を重ねた結果です。

今後も「対決より解決」の姿勢の下、現実的な政策の実現に取り組むとともに、民意の集約と反映のバランスを確保するための抜本的な選挙制度改革を進めてまいります。

以上